

紙本墨書、彩筆墨書 一面四〇・一×一四・六  
鎌倉～江戸時代（十三～十七世紀）

定家卿  
立あらて乃ちのつまほへれも  
口はせうとよもこころうみね

為家卿  
馬

初夏  
まづいはりひりりすむ

冷泉政  
馬

相葉春  
まよそしきのこのり相葉の  
春すすめあくまあくまのはな

大權現様

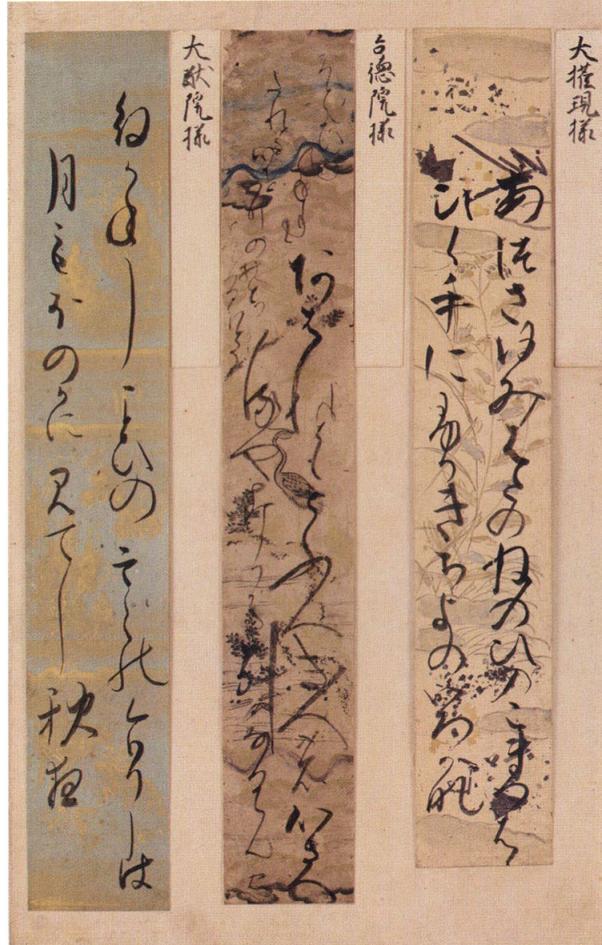
萬葉草  
まよそしのわのねのまよそ  
千にあきらよの萬葉

總院林



月をやのたえすて  
秋夜  
わゆーものえれりは

大猷院孫



第三帖冒頭

第一帖

手鑑とは筆跡（手）の見本（鑑）帖の意である。奈良時代の經典に始まり、平安時代以降の和歌や書状など様々な断簡に極札（鑑定書）をつけた手鑑は、江戸時代さかんに愛好された。

本手鑑は短冊に書かれたものだけを集めた作品である。短冊は細長く切った木片や紙片が起源であり、『日本書紀』や『延喜式』にもその名が見えるが、和歌を書く料紙として定着したのは鎌倉時代後期とされる。なお、自詠の和歌を書くときは、上四分の一に題を、残りの部分に和歌を二行に記し、天皇と女性を除き署名をするのが通例である。題は、歌会の出題者が書いていることが多く、一座で同じ題を詠む場合には題を省略する。短冊の料紙は上が青、下が赤（紫）の紙織維が渡きこまれた内裏が多い。

本手鑑は、加賀藩主を祖に持つ前田利為（一八八五～一九四二）が皇室に献納したもので、収められている短冊は千二百四十二枚。ほぼ一人一枚で、和歌詠草のほか漢詩と連歌が少量含まれている。本手鑑の成立は、極札に「明暦当今」とある後西天皇（第百十一代、一六三七～八五）のあたりとなる。特色としては、室町時代の守護大名大内氏配下の人々や連歌師の詠草の多さが挙げられる。大内政弘（一四四六～九五）の支援で准勅撰連歌集の『新撰菟玖波集』が作られるなど、大内氏と連歌師との縁は深く、おそらく大内氏の許でまとまつた詠草を根幹として、それに他の短冊を加えていったものと考えられる。

第一帖の「定家卿」と極めのある小短冊には、藤原定家（一一六一～一二四二）の和歌が書かれているが、短冊が詠草の料紙として定着する以前の時代のもので、紙片に書かれたか、巻子や冊子から切り出されたか定かではない。定家に並んで貼られている冷泉為相（定家孫、一二五三～一二三一八）の短冊が短冊詠草の形式の定まつた早い例と見られる。

次々頁には、著名な連歌師を含む部分（第二帖）を掲げる。

第三帖は極札によると帖の冒頭より「大權現様」徳川家康・同秀忠・同家光・豊臣秀吉・同秀次・同秀頼・明智光秀・足利義持と並んでおり、家康・家光・秀吉・秀頼とする短冊には署名がなく伝承筆者ということになる。家康と秀吉の短冊は、藤原定家と在原業平の古歌が書かれているので署名は無いのが当然であるが、家康の筆跡は他所に伝来する家康真筆と通じる点が多い。武家の筆頭を家康とするあたり、前田家由来であることと合わせると興味深い。



第三帖



第三帖



第二帖



第二帖

- ・各展覧会図録中、作品名や作者、制作年などの表記は、図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し、本ファイルを改変、再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は、書籍と同様に出典を明記してください。また、図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は、宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお、図版を営利目的の販売品や広告、また個人的な目的等で使用することはできません。

## 書の美、文字の巧

三の丸尚蔵館展覧会図録 No.  
74

編集

宮内庁三の丸尚蔵館  
宮内庁書陵部

制作

株式会社 東京美術

翻訳

黒川廣子

発行

宮内庁

平成

二十八年九月十七日発行

©2016, The Museum of the Imperial Collections, Sannomaru Shozokan  
The Archives and Mausolea Department  
Imperial Household Agency